

発議第 1 号

松阪市議会委員会条例の一部改正について

松阪市議会委員会条例（平成 17 年松阪市条例第 297 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 19 日 提出

松阪市議会議員	久	松	倫	生
	市	野	幸	男
	森		遥	香
	小	野	建	二
	吉	川	篤	博
	橘		大	介
	赤	塚	かおり	
	深	田		龍
	沖		和	哉

松阪市議会委員会条例の一部を改正する条例

松阪市議会委員会条例（平成 17 年松阪市条例第 297 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号エを削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。